

## 瀬戸内海国立公園（山口県地域）の公園区域及び公園計画の変更について

### 1. 変更の理由

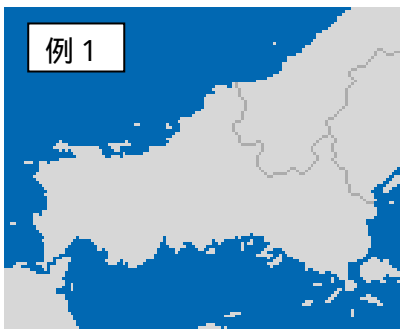
瀬戸内海国立公園は、その比類ない内海多島海景観に加えて、人文と自然とが調和した特色ある景観を有することから、わが国最初の国立公園の一つとして、昭和9年(1934)に指定された。その後の公園区域の拡張により、現在、関係する府県は大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県の11府県に及んでいる。

今回は、山口県地域において、自然的社会的条件の変化に対応するための定期的な見直しを行い、海域普通地域内での埋め立てにより陸地化した部分の公園区域の明確化、利用施設計画の変更を行う。

### 2. 変更案の概要

#### (1) 公園区域の変更

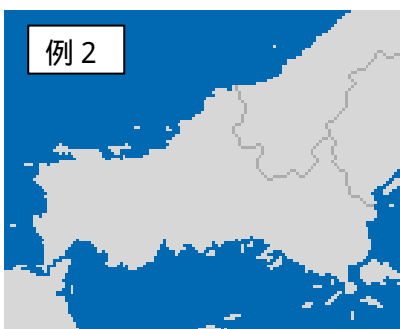
埋め立てにより海域普通地域が陸地化したが、当該地域の公園区域線は汀線界であることから区域線の明確化を図る（海域普通地域の削除・計122箇所）。



例1



室積八幡埋立地



例2



下松港湾埋立地

#### (2) 利用施設計画の削除

公園利用上の必要性が乏しく、今後整備される見込みがないため、以下の単独施設を削除する。

- ・園地 山口県下松市(笠戸島白浜) ほか5箇所
- ・水泳場 山口県下松市(笠戸島白浜) ほか1箇所
- ・野営場 山口県岩国市(柱島) ほか1箇所
- ・舟遊場 山口県光市(室積海岸)